

新旧対照計画書

都市計画東部土地区画整理事業を次のように変更する。

上段 変更前
下段 変更後

名 称		東部土地区画整理事業			
面 積		約 36.7 ha 約 33.8 ha			
公共施設の配置	道 路	種 別	名 称	幅員	備 考
		幹線街路	Ⅱ.3.1. 駅前大通線 3・4・3 駅前大通線	11m 16m	— これらについては、別に都市計画において定めるとおりとする。
		幹線街路	(Ⅰ).1. 東横通線 3・5・13 南城沼線	8m 12m	
		— 幹線街路	— 3・4・5 東部藤井上組下羽生線	— 16m	
		— 幹線街路	— 3・5・14 宮田通線	— 12m	
	都市計画街路駅前大通線を根幹として、これに区画街路を結び、区域内中央に8m道を設ける外は路幅6mの区画街路とする。 都市計画街路駅前大通線を根幹として、区画街路（幅員13m～4m）を宅地の利便に供するように適宜配置する。				
公園及び緑地	種 別	名 称	面 積	備 考	
	— 街区公園	— 2・2・4 東谷公園	— 約0.43ha	— (羽生平和公園)	
	— 街区公園	— 2・2・5 旭町公園	— 約0.49ha		
公園用地を区域総地積の3%以上に定め児童公園とする。 土地利用や誘致距離等を考慮し、区域面積の3%以上、かつ、計画人口1人当たり3㎡以上の公園を配置する。					
その他の公共施設	地区内雨污水は区画街路側溝をコンクリートU型溝として、区域界、排水路に排除する。 区域内の下水を適切に処理できるように、下水道を配置する。				
宅地の整備	画地は特別の場合を除き間口9m奥行10m以上の長方形とし、なるべく南北に長辺を設ける。 一般住宅用地については、短辺40m～50m、長辺80m～150mを標準とした街区を確保するよう計画する。 また、都市計画街路駅前大通線の沿道については、近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給を行う施設の立地に適するよう計画する。				

「施行区域は計画図表示のとおり」

理由

本地域は人口の急激な増加甚だしく、無秩序な発展を防ぐため秩序ある開発を行ない、健全な都市の発展を図ろうとするものである。

昭和43年に都市計画決定した約36.7haのうち、約2.9haの事業未着手区域を除外し、約33.8haに施行区域を縮小するものである。

都市計画として定める区域

羽生市大字羽生字東谷、字城沼、字町の各一部

羽生市大字上羽生字道明の一部

羽生市南5丁目、東1丁目、東6丁目及び東7丁目の各一部